

一／般／質／問 ここが聞きたい！

※質問の全文を記載しています。
※「問」については、議員が提出した通告書どおりに掲載しており、編集は行っていません。



答弁中の中嶋町長

高齢者福祉対策は

地域主体に期待

問 お年寄りは、どこで生活することを望むか、また、どこで生活することが幸せか。それは家庭です。家族と起居を共にすることが最高であることは論をまたないところですが、しかし現状は、扶養者がいないために老人ホームに入る、また、少し日常生活に支障を生ずるようになると、老人保健施設等に入所させるといっ

た実態にあるのではないのでしょうか。

答 私は、託児所ならぬ宅老所を開設してはいかかかと考えます。朝、施設に送り、夕方迎えに行く。お年寄りも昼間は家庭に一人でいるよりも仲間と一緒にいる方が淋しくありません。

宅老所の開設について町長はどうお考えですか。



田原 重美 議員

答 中嶋町長 ー 私も以前に宅老所というアイデアを持っていましたが、法的な定義が無いので、行政としての常設は難しいです。民間では「宅老所」と呼ばれているサービスがあるようです。須恵町では、ミニデイサービス・

わくわくデイサロンなど、社会福祉協議会や行政区が中心になり、お年寄りの出番を作っています。昨年、第一小学校に、ミニユニティ事務局と学童保育所を併設しました。ミニユニティの施設をギャラリー化・サロン化するなどして、宅老所的にいつでもお年寄りが通える環境を作り、学童保育所の

子どもたちと触れ合うことで、お互いに元気をもらおうという発想を、先日のミニユニティの会合で提案しました。ミニユニティの事業としてやっていただくのが一番だと思います。地域主体の触れ合いの居場所が出来るような支援を進めていきたいと考えています。



すこやかコミュニティセンター
(1階 第一学童保育所／2階 すこやかコミュニティ事務局)

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成制度の活用は

27年4月から実施したい

問 現在、障がい者総合支援法により、補聴器等の補装具の購入費助成制度がありますが、これまでは、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児は、対象から外れていました。そこで、この方々の声に応え、本年度より軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成制度が、福岡県により創設され

ました。

3月17日に市町村担当者会議で説明があり、6月11日に交付要綱と要領が県内各市町村に通知されているそうです。補助率は、県が3分の1、町が3分の1以上、残りが本人負担となっており、対象上限額は13万7千円となっています。

町民福祉増進のためにも、この制度を活用すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。



三上 政義 議員

答 中嶋町長 ー 来年度の4月1日から実施したいと考えています。対象者については、身体障がい者手帳を有しておられないため、正確な数はわかりませ



須恵町こども発達相談プレイルーム (第一小 北校舎3階)

んが、10人以内ではないかと思いません。今後、要綱等の整備を行い、予算を計上するために、早急に対象者等の調査を行う予定です。

ことばの教室」を開設しました。現在は、第一小学校内の「須恵町こども発達相談」において、話を聞き取るための訓練や、うまく言葉を発せるような訓練等を行っています。

須恵町こども発達相談
指導員が保健師とともに認可保育所・幼稚園・幼児園を定期的に巡回し、身体的・精神的・知的な発達状況をサポートしています。また、未就学児に、ことばの遅れや発達障がいが見られる場合は、医療機関の紹介や指導を行っています。